

令和5年第3回東北町議会定例会会議録

令和5年9月5日（火曜日）午前10時00分開議

○議事日程（第2号）

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

○議長（岡山粕男君） 日程第1、一般質問を行います。

一般質問の通告は4名であります。

通告順に発言を許します。

10番、市川俊光議員は、一問一答方式による一般質問です。市川俊光議員の発言を許します。

〔10番 市川俊光君登壇〕

○10番（市川俊光君） 皆さん、こんにちは。日本共産党の市川俊光です。早速一般質問を行います。

1つ目のテーマは、南平跨線橋に関わる安全対策についてであります。南平跨線橋は、青い森鉄道をまたぐ幅の狭い橋ですが、小川原通り跨線橋が通行止めになったため、迂回路として多くの人が通勤や農作業のために自家用車やトラクターなどで通行しています。以前に比べ、通行する車両が大きく増え、交通状況が変化した南平跨線橋に新たな安全対策が求められていると考えます。南平跨線橋に関わる安全対策について2点質問をいたします。

1点目、南平跨線橋は、幅員が狭く、対面での通行は困難であるにもかかわらず、軽自動車などで対向車が走行してきているにもかかわらず強引に進入するということが度々起こっており、住民からは事態の改善を求める声が上がっています。南平跨線橋の安全な通行を確保するために、通行のルールを示す表示を行うなどの対応を取る考えはありませんか。お考えをお聞かせください。

2点目、南平跨線橋県道側の交差点付近には、民間施設を案内する電光掲示

の看板が設置されていて、それが視界を塞ぐため安全確認の妨げとなり、とても危険であると指摘されています。これについて、町としての対応を行う考えはありますか。お考えをお聞かせください。

2つ目の質問です。聴覚障害者のコミュニケーション環境改善の取組について質問をいたします。我が町では、人に優しい健康福祉の町という基本理念の下、その実現を図るために障害者基本計画を策定し、障害及び障害者に関する知識と理解を促進し、町民と障害のある人との心の壁をなくするための啓発活動の充実や、学校教育や社会教育における障害福祉教育の啓蒙、町民が積極的に参加できるボランティア活動や障害のある人と町民の触れ合いの機会の創出などに取り組んでいると聞いています。こうした活動は、障害がある人もない人もともに生きていく社会を実現していく上でとても大切なことであると考えます。そうした町の取組を踏まえつつ、町内の聴覚障害を持つ皆さんが要望されているコミュニケーション環境を改善する課題について、町としてのお考えをお聞かせいただければと思います。4点について質問をいたします。

1点目、手話言語条例の制定が全国的に進められています。我が町でも東北町手話言語条例を制定して聴覚障害を持つ皆さんが手話言語のサービスを利用しやすい町づくりに取り組むお考えはありますか。町としてのご見解をお聞かせください。

2点目、聴覚障害を持つ皆さんが町役場に気軽に来庁し、円滑に行政サービスが受けられるよう役場内に手話ができる職員を配置するなど、手話コミュニケーションに対応できる環境をつくる考えはありますか。ご見解をお聞かせください。

3点目、聴覚障害者が手話を言語として使える場を広げる取組が大切であると考えます。町内に手話に対応できる人が増えるよう養成研修事業を実施するお考えはありますか。お考えをお聞かせください。

4点目、オペレーターが手話や文字を言語に通訳して通話することができる電話リレーサービスは、有料であるために、気軽に利用することができないと聞きます。町として聴覚障害者電話リレーサービス利用料助成事業を実施して、聴覚障害者の経費負担の軽減を図る考えはありませんか。町としてのお考えをお示しくください。

以上、一般質問といたします。ご答弁をよろしくお願いいたします。

○議長（岡山粕男君） 町長。

〔町長 長久保耕治君登壇〕

○町長（長久保耕治君） それでは、10番、市川俊光議員のご質問にお答えをいたします。

一般質問通告のありました質問事項1の南平跨線橋に関わる安全対策についてお答えをいたします。質問要旨の1点目、南平跨線橋において強引に対面通行する車両があり、利用者から改善を求める声が上がっている。安全な通行を確保するため、通行のルールを示す表示を行う考えはないかについてであります。南平跨線橋の通行に関しましては、令和2年に跨線橋の前後に停車する待機場所がないとの要望があったことから、入り口付近に待機場所を2か所設置しております。また、跨線橋において対面通行がある場合には、道路交通状況に応じた通行をしているところでございます。

議員ご質問の安全な通行を確保するため、通行のルールを示す表示を行う考えはないかについてですが、現在小川原跨線橋の通行止めにより南平跨線橋は迂回路線となっており、交通量も増えている状況でもありますので、表示をすすめる方向で検討したいと考えておりますので、ご理解を賜りたいと存じます。南平跨線橋を利用する町民の皆様には、対面通行があった際には運転マナーの基本である思いやりと譲り合いの気持ちを持ち、道路交通状況に応じた安全な通行を心がけてくださいますようお願いいたします。

次に、質問要旨の2点目、南平跨線橋県道側の交差点に設置されている民間施設の看板が安全確認の妨げとなり、危険が指摘されている。町としての対応策を取る考えはあるかについてであります。南平跨線橋県道側の交差点に設置されている看板は、民間施設の看板であり、かつ設置されている土地の所有者が個人所有の土地であります。町といたしましては、民事不介入の観点から、個人同士の事案については関与する立場にありませんので、ご理解を賜りたいと存じます。

次に、質問事項2の聴覚障害者のコミュニケーション環境改善の取組についてお答えをいたします。質問要旨の1点目、東北町手話言語条例を制定して聴覚障害者が手話言語のサービスを利用しやすい町づくりに取り組む考えはない

かについてであります。町では障害者基本法に基づく障害者基本計画を策定し、障害のある全ての方の自立と社会参加のための障害福祉サービスの提供体制の確保、充実に取り組んでおり、聴覚障害者等がある方についても様々なサービスを提供しております。まず、聴力が一部または著しく低下している聴覚障害者の方々には、補聴器などにより聞こえを補うための支援を行っております。また、聴覚障害を持ちながらも、手話を主要なコミュニケーション手段としている聾者の方々については、障害者地域生活支援事業の意思疎通支援事業により、県ろうあ協会から手話通訳者が自宅などに派遣され、病院受診時の医師からの説明や冠婚葬祭、各種研修会や講演会の手話通訳サービスを利用しており、聾者の方々にとって利用しやすい手話言語サービスの提供に努めております。

ただし、近年障害福祉サービスの提供とは別に、手話が言語であるとの認識に基づき、手話についての理解と普及のため、各自治体において手話言語についての条例を制定してきております。青森県では、令和2年7月6日に青森県手話言語条例を施行しており、県内では10市3町で制定していることから、当町も今後条例の制定などについて検証していきたいと考えております。

次に、質問要旨の2点目、町役場内に手話でのコミュニケーションに対応できる環境をつくる考えはないかについてであります。現在聴覚障害者の方々への庁舎での窓口対応につきましては、主に筆談で対応し、それ以外自宅からなどの問合せや相談などにつきましてはメールを利用しております。また、庁舎窓口等で手話での意思疎通が必要な場合には、日時を指定し、県ろうあ協会から手話通訳者を来庁させ、個別に窓口対応を行っております。なお、これらの対応により聴覚障害者の方々への庁舎での窓口対応につきましては、今のところ大きな問題などは特に発生していないと認識しております。今後、町役場内に手話でのコミュニケーションに対応できる環境をつくるとなると、職員が手話を取得するか、手話の通訳者を職員として採用することとなると考えられますが、現職員が手話を取得し、本格的に窓口対応を行うまでとなるとかなりの年数を要し、また手話の通訳者の採用などについても現況の聴覚障害者の対応頻度を考えますと、必要な場合にはこれまでどおり手話通訳者に派遣要請し対応していきたいと考えておりますので、採用などは考えておりません。

次に、質問要旨の3点目、手話に対応できる人を増やす養成研修事業を実施する考えはないかについてであります。現在手話に関する体験講座や養成研修は町主催では実施をしておりませんが、青森県聴覚障害者情報センターが実施をしております。体験講座については、本年度ですと県内7地域で開催予定であり、上十三地域での開催については初めて手話を学ぶ方のための体験講座として7月に4回、8月に3回、三沢市の総合社会福祉センターにおいて開催をしております。事前の申込みが必要ですが、参加費は無料となっております。また、手話に関する養成講座については、手話奉仕員養成講座や手話通訳者養成講座など、年間を通して例年実施しておりますので、手話に対応できる人を増やす養成研修事業の実施については青森県聴覚障害者情報センターの事業を活用していきたいと考えております。

次に、質問要旨の4点目、聴覚障害者電話リレーサービス利用料助成事業を実施して、聴覚障害者の経費負担の軽減を図る考えはないかについてであります。現在当町の電話リレーサービスの利用は少数であると認識しており、聾者の方々の意思疎通を支援する主たる支援事業は手話通訳者を様々な生活の場面に派遣する意思疎通支援事業であると考えております。本事業は、青森県ろうあ協会から通訳者を派遣し、何回利用しても利用者の負担はなく無料で利用できる事業です。また、本事業は、国、県の補助対象事業としても実施しておりますので、町といたしましては今後も本事業を推進していきたいと考えております。なお、電話リレーサービス利用料の助成につきましましては、青森県及び県内各市町村でも実施をしておらず、当町としても現段階では助成事業の実施については考えてはおりませんが、今後の国や県、他市町村の動向を注視していきたいと思っております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） ご答弁ありがとうございます。南平跨線橋の対面通行の問題に対して、看板を表示する方向で検討していただけるということで、大変ありがたいと思います。できるだけ早い時期に表示いただければと思っております。それで、参考のために、こういう……ちょっと小さくて申し訳ありません。これは、おいらせ町を流れている奥入瀬川がありますけれども、そこにも対面

通行ができないような橋があります。幾つかあるのですが、そこには、こういう「車は一旦停止し、ゆとりを持って通行しましょう」という呼びかけの看板が設置されております。これと同じものでなくて構いませんが、こういうものを実際に設置して呼びかけているという例がありますので、これも参考にしていただいで進めていただければと思いますので、よろしく願いいたします。

2点目の民間施設を案内する電光掲示板が妨げになっているという問題です。これは、民有地に民間の方が設置している問題で、町としてはそのことについてはタッチすることはできないということはよく分かります。ただ、現在小川原通り跨線橋が通行止めになって、ふだんであればそういう確認のしづらい橋を避けた人もそこを通らざるを得ない。運転の苦手な人、様々いらっしゃる方が通らざるを得ない。また、特に看板の妨げということ言えば、看板の高さが農作業に関連した車両、トラクターなどの運転する運転席の高さとちょうど塞がる看板が一致して、大変危険な目に遭っているというのは実情としてあります。だから、看板の移動とか、そういうことには町として関与できないのかもしれませんが、安全についてはやはり町として心配りが必要だと思いますけれども、そのことについて何か町として思うところがあればお答えをいただければと思います。

○議長（岡山粕男君） 総務課長。

○総務課長（堤 精司君） お答えいたします。

南平跨線橋から県道側に抜ける際に、ちょうど丁字路になるのですけれども、町としましてはそこにカーブミラーを2つほど設置をしております。一般質問が出たときに現場を確認してきまして、乗用車、跨線橋から来た場合、乗用車の運転手の席、それからトラックの運転手の席、それから大型トラクターの運転手の席から一応目視でカーブミラーを確認してきたところ、左右確認できましたので、特にカーブミラーをご利用していただければ問題ないのかなと思って帰ってきたところです。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） なるほど、カーブミラーをよく利用してくださいということですね。では、それは、私も今お話聞きましたけれども、そういう喚起の

仕方をしっかりと町としてもやっていただきたいなと思いますので、よろしく
お願いいたします。

それでは、手話言語条例のほうに移りたいと思います。お答えとしては、こ
れから検討していきたいというお話でした。ぜひ前向きに検討していただき
たいというふうに思います。私自身、手話にはほとんど縁がない身でありまし
て、ただこのたび聴覚障害をお持ちの方からこういうことでぜひ取り組んでい
いただきたいという願いを託されましたので、その願いを背負って今日はお話をさせ
ていただきます。手話というのは、耳の聞こえない方にとっては、私たちがこ
うやって声でお話しする言葉と同じだということなのです。私たちからすると、
言葉でお話しできるのが当たり前で、それができないのだから、補助的に違う
手段でやるのだというふうな消極的な見方なのですが、そういう面もあること
はあるのだけれども、そうではなくて手話を必要としている人にとっては手話
こそが言語なのだということ、これを理解していただいて、環境をつくってい
いただきたいというのが願いなのです。手話が本当に言語として認められるなら
ば、生まれて育つ過程で手話を使うことによって、いろんなことを、知識やそ
ういったものを獲得して成長していける、そういう環境をつくってほしいとい
うことで、さっきいろいろな形でお答えがあって、こういうことをやっていま
すよというのは、これで支障ないというお答えもあったのですが、ただし聴覚
障害者にとって日常生活、私たちは言葉を自由にお話しすることができます。
それと同じように手話を言語として日常生活を送りたいと、これが聴覚障害の
方の願いなのです。用を足すときだけ足せばいいということだけではなくて、
やっぱり本当に手話がいつでもどこでも、そこまでできないかもしれませんが
けれども、できるだけそういう環境ができていけば、それだけで障害者ではある
けれども、障害者でなく育つことができるということが今基本的な理解として
理解していただきたいところです。

それで、日本の場合は、手話、明治時代に確立されて教育もされた、そうい
う始まりがあるのですが、昭和に入ると手話が禁じられたという歴史もありま
す。要するに、健常者のように振る舞うことが正しいのだということで手話が
禁じられたという歴史があります。だから、耳が聞こえなくても人の唇を見て
いれば何と言っているか理解できるだろうと、その理解のための訓練をさせら

れた。もちろん聞こえないので、自分の声がどういうふうに出ているか分からない。分からないけれども、健常者の方が話している唇の形、舌の動きと同じく動かせば同じ言葉が、音が出るだろうという訓練をさせられた。ちょっと今考えれば無謀な訓練させられたという、そういう歴史があります。そういう歴史を経ながら、手話が言語として認められるようになったのは1990年に入ってからなのです。本当につい最近なのです。聴覚障害をお持ちの方は、そういう歴史を踏まえて急速にもう手話を広げて言語として認めていただきたいということで運動をしていらっしゃる。

それで、さっき町長も述べたように、県内では10市で手話言語条例がつけられている。市町村段階でもご紹介がありました3町、鱒ヶ沢町、五戸町、藤崎町で手話言語条例がつけられた。今9月の議会では、南部町でこれが条例化されようとしています。そういう流れがありますので、ぜひ東北町でも条例化できるだけ早い時期にお願いしたいと思いますが、町長のお考えをお聞かせください。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 市川議員にお答えをいたします。

今の市川議員からいろいろと聴覚、いわゆる手話言語の歴史のこともいろいろと教えていただき、大変勉強になったところでございます。その上で、市川議員ご指摘いただいております条例について、今例えば青森県の放送だったりユーチューブを見ますと、手話の方が必ずテレビに出て、一緒に通訳をしているところです。この前もスポーツ国体のほうのそういった催事のほうに私も伺ったのですが、必ず手話の方がついていろいろ、まさに言語の一つとして通訳をなされていたところでございます。本町にも数が少ないとはいえ、そういった方々、大変ご苦労をされている方々、私も存じている方もおります。そういった意味で、いろいろSDGsであったり、皆さんが住みよい社会をつくるのだということで進んでいる部分の中で、そういったことにしっかり注視しながら、そういった条例に関しては、先ほど一番最初の答弁でも話をしたように、検証をしながら進めてまいりたいと思っておりますので、ご理解願います。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 時期的な目標とかはお話しできないですか。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） お答えをいたします。

今のところは、できるだけ早くというふうにしか答えることができません。具体的に設定は今のところはできませんが、後ほどそういった部分に関してお知らせをしてみたいと思いますが、市川議員から今ご指摘があったように、今日の明日のというわけにはいかないと思いますが、そういったものをしっかり前向きに捉えながら、まずはいろいろと検証させていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） できるだけ早くということなので、決して遅い時期にはならないのだろうなという気持ちでその日を待ちたいなというふうに思います。

次の2点目の役場内での聴覚障害者への対応ですが、筆談やメール等で対応していて、今のところ問題はないというお話でした。これは、それはそれでいいかなとは思いますが、私申したとおり、聴覚障害者としてはそれで用は足りるのだけれども、本心からいえば、やはり私たちがいろんなところに出かけて買い物に行ったり、いろんなところに用を足しに行く。私たち健常者ができるのと同じような感覚で役場でも対応をしてもらえれば非常に気持ちがよいというふうなことだと思っております。ですので、当面今行っている対応は必要なことだと思っておりますが、これから先のこととして手話ができる職員が庁舎の中にいるという状況、これをつくっていくということは非常に大事なことはないかと思っております。その辺の町長のご認識をお聞かせ願えればというふうに思います。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） 市川議員にお答えをいたします。

手話についてなのですが、大変専門的な知識が必要だということで、先ほどからお話ししているように養成講座のようなものがあるようです。ちなみに養成講座なのですが、全部受講すると試験も込みで20か月以上かかるということで、なかなか今現況いる職員の方が取得するとなると、費用等、そういったものよりもむしろ期間、そういったものが大変難しい部分が出てくるのかなと思っております。しかるに、例えば手話通訳のスキルを持った方を職員として採

用していくに当たっても、当然それは手話通訳のみをお仕事にするのではなくて、やはり通常の業務をしていただきながら、そういった聴覚障害者の方々に対応するような形になると思います。そういった今2つ挙げさせていただきましたが、そういった部分でなかなか難しいところもありながら、またこういった話をすると、仮に職員採用の中での例えば採用条件の一つに、そういった手話を取得している方というふうなことをうたうことも、できないこともないかもしれないと思うわけですが、そこ部分はいわゆる採用する際の公平性というの出てきますので、そういった部分もあります。そういう部分では、ちょっと検証させていただきたいなと思います。

いずれにしても、なかなかそういった部分を持つ方を採用するのも難しいですし、職員にそういったものを取らせる部分も難しいということで、ちょっと調べてみましたら、他の自治体でそういうふう採用している場合は会計年度任用職員という形で採用している町村がほとんどであるというふうに向っております。もしそういった者を採用するに当たっては、そういった形、どういう形が一番いいのかということは検証の一つの部材になるかと思いますが、まずは今のろうあ協会から派遣をしている通訳の方も、私も庁舎でもしょっちゅうお会いしたり、様々な講習会、まちづくりミーティングの際にもお越しいただいていたりもしておりましたが、常に寄り添って、しっかりやってくれている、本当に素晴らしいサービスだと思っておりますので、そのサービスを町としては利用しながら、今市川議員からご指摘いただいたことが現実的にどうかということをもう一度検証してまいりたいと思いますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） ありがとうございます。ぜひ前向きに対応していただければというふうに思います。

それで、3点目ですが、今町長のほうからも県でやっている研修事業は20か月以上かかるという指摘もありました。それで、そうなのです。研修養成事業は、非常に大変だということ、私も今回初めて勉強して知りました。それで、だからこそ意識的に取り組まないと、なかなかそういう人が増えていかないのだろうなということも言えると思うのです。そういう面からも、町として研修

養成事業をどう進めていくのかということを考えていただきたいというふうに思います。

それで、私ホームページで調べてみましたら、三沢市で行っています。それで、三沢市の研修事業には、参加対象として三沢市のほかおいらせ町、六戸、六ヶ所と記載されておりました。なぜこの町村が対象なのか、私よく分かりませんが、そういうふうに記載されておりました。十和田市は、どうやっているのだろうと思って見てみましたら、十和田市内在住の方、または十和田市内に勤務している方が対象だということになっております。あと近隣のところを見たのですが、七戸とか野辺地とか行われていない、現状で言うと我が町で手話を身につけたいと思うと県の事業なのです。そうすると、20か月もかかるようなところに青森まで足を運んで行ける人がどれだけいるのだろうかということが当然出てきます。だから、これをもっとこの事業に参加しやすいことを、状況をどうやって町がつくるのかということも考えていただきたいのです。ただ、町として研修事業を行うという方法、また県の事業であれば県の事業に参加するための便宜を図るというようなこともあるかと思うのですが、そういう方向で手話ができる人を増やしていければと私は願うのですが、さっきお答えはされているのですが、もう一度お答え願えればというふうに思います。

○議長（岡山粕男君） 町長。

○町長（長久保耕治君） お答えをいたします。

大変期間もかかりますし、なかなか大変だというか、質問してくださった市川議員さんもお認識の下だというふうに考えますが、本来であるならば、学校教育の部分で手話というものが今言語として認識されつつあるという、こういったことを例えば学校の授業等でいろいろと周知していくといった教育から始めていくことが大切になるのかなというふうに思っておりますし、手話というスキルは本当に一つの大事なスキルで、言語ということになると言わば英語であったりフランス語であったりと、同じような形であるというふうな捉え方をするならば、自分がそういったスキルを身につけるために、例えば職員の皆さんにそういったものを私は習いに行きたいのだという、こういった職員が能動的に私が習いに行きたいということであるならば、町として今後そういった職員にこういう養成講座等、いろいろこういった形になるか分かりませんが、様

々な形でバックアップすることは可能ではないのかなと思っております。当然これで10人も20人も手挙げしていってくれば、うれしいやらどうかということになるかもしれませんが、そういう意味で町としても職員の皆さんにも働きかけていく必要もあるのかなと思っております。いずれにせよ負担が大きいことではありますが、今後町としてはこういう手話のスキルを持った方がいるかどうかも含めて、いろいろ呼びかけも同時に進めていければなというふうに考えております。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） 非常に前向きなお話でありがたく思います。平成28年4月から障害者差別解消法、正式名称は障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律が施行されております。それで、障害者に対して差別的な扱いをしてはいけないということは、基本的にそうなのですが、それでその上で障害者に合理的な配慮の提供というのが義務づけられるようになりました。これは、対象となるのはもちろん役場もそうなのですが、一般的な会社やお店などもそうなのです。合理的な配慮というのは、要するに障害者が来たけれども、対応できないから、お断りしますというようなことはできない。来た障害者に対して健常者となるべく同じように対応しましょうという、具体的にはいろいろありますけれども、大ざっぱに言うとそういう中身になります。ですので、役場に限らず、社会のあらゆる場面で手話なり、そういう障害者に対応するスキルというのが今大きく求められてきているところです。そういう意味からも、本当に役場が先頭に立って手話言語に対応する人をつくっていくということは非常に大事なことだと思っております。

それで、障害者にとっても大事なのですが、今テレビなんかでよく見聞きすると思いますけれども、障害者のスポーツなどへの参加、これはこれまではなかなか家から出られなかった、自分の能力を発揮できなかったところから積極的に社会参加していく障害者が増えてきて、スポーツ競技なんかにも参加するようになってきました。障害者のスポーツの大会もいろいろと開かれています。もちろん皆さんこのようにパラリンピックなんかはそうなのでしょうけれども、あと様々、デフリンピックとか、そういうものもあるみたいですね。それを支え

ているのがボランティアになります。ボランティアなしでそういう大会運営することはできないのです。だから、そういう支える人を増やすということからも、手話ができる人を意識的に増やしていくということは今大事だというふうに思うし、あとさっき町長が学校教育の中で始めていくことが大事だということをおっしゃいました。将来そういう福祉の仕事に就こうというという場合、我々の身近に手話を学べるような環境があれば、それを一つの武器にしてその道に進むことはできるのです。だから、そういう将来を担う子供たちを大きく育てていくということからも、これは取組には大変意義があるのではないのかなというふうに思っております。すみません、町長が学校教育の中から始めていくことが大事とおっしゃったので、教育長には通告していなかったのですが、今の町長の発言を受けて、教育長、何かあればお答え願えればと思います。

○議長（岡山粕男君） 教育長。

○教育長（沼尾一秋君） 今お話を伺いながら、私の教員として生活とか、我が町の小中学校の子供たちを考えた場合に、通常の学校に聴覚障害の子供がいたということはありません。なぜかという、そういう子供はほとんどというか、養護学校なのです。小さいときからそういう状況であるので、もう小学校に入る段階でそういう専門の学校に行く。通常の学校で受け入れなければならないと思うのだけれども、そうなった場合に先生を1人確実に入れなければいけないという、そういうふうな状況ですので、それを認めた場合、通常の学校の運営そのもの、それからいろんなお金の問題だとか教員の問題だとか、そういうことで多分そういう子供は通常の学校にはいない。ただし、私のかつての経験で、耳の聞こえないご夫婦と中学生とテーブル卓球みたいな形で、そういう障害の方々の勉強というか、一緒に交流をしたという機会はありますけれども、通常の生活を一緒にやるということは、かなりレベルの高い、ハードルが高い部分だと思いますので、現実的には多分かなり難しいなと思います。

以上です。

○議長（岡山粕男君） 市川議員。

○10番（市川俊光君） なかなか教育の現場を預かる立場から言うと、難しさを感じるのだなというふうに思います。ただ、手話の習得に関して言うと、私た

ち大人が取り組む以上に子供たちというのは非常に吸収力が早いのです。多分今なかなかそういうふうにはならないかもしれないとおっしゃいましたが、現場に聴覚障害の子供が入っていった場合、先生の配置は大変だけれども、子供たち自身の受入れというのは、多分大人が想像した以上にスムーズに進む、子供がより豊かに育つ、むしろそういう条件がつくられるのではないかなというふうに私は思っています。それは、私の私見ですが、ぜひそういう点からも手話に対応できる人をできるだけ増やしていくということに町としても取組をお願いしたいなということを重ねてお願いしたいというふうに思います。

それで、最後の4点目の聴覚障害者電話リレーサービス利用助成事業、実施している例自体が少ないので、なかなか取組、足を踏み出すというのは簡単ではないのかもしれませんが、非常に大変便利なサービスで、聴覚障害者の方がこちらでインターネットやスマホを画面にして手話や文字で表記したのを、オペレーターがそれを見て通訳して、言語で相手の人に伝えてくれるという中身です。ただ、これは、利用料金もかかるし、実はその間にオペレーターが入ることによって時間がかかって、利用料金というのは時間で算定されていくので、1回の用を済ませるために結構な時間を要するという事なのです。なので、せっかく便利なサービスがあるのだけれども、なかなか利用しづらいということがあるので、ぜひ助成事業をやればというふうに思いました。現在のところさっき答弁されたような状況とお聞きしましたが、ぜひ今後いろんな状況を見て検討をされていくということでしたので、よろしく願いをいたしまして、私の質問を終わりにしたいと思います。どうもありがとうございました。

○議長（岡山粕男君）　これで10番、市川俊光議員の一般質問を終わります。